

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成12年6月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、平成19年1月の内閣府告示による指定行政機関の変更等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

平成19年8月10日

3. 修正の要旨

- (1) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について、内閣府告示による指定行政機関の変更を踏まえ、指定行政機関の定義の変更を行った。
- (2) 柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について、新潟県および柏崎市の組織改編並びに柏崎労働基準監督署の統合を踏まえ、通報経路等の変更を行った。
- (3) その他の変更を行った。

以上